## 鴻巣市意見公募手続に関する要綱

平成 2 5 年 1 月 2 3 日 告示第 1 8 号

(目的)

第1条 この要綱は、鴻巣市自治基本条例(平成24年鴻巣市条例第24号)第15条に規定する意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における市民等の参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民等との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「意見公募手続」とは、市の計画等の策定又は 改定の意思決定過程において、事前にその案を公表し、市民等から提出 された意見又は提案(以下「意見等」という。)を考慮して意思決定を 行うとともに、当該意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続 をいう。
- 2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委 員会、監査委員及び農業委員会をいう。
- 3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 市内に住所を有する個人
  - (2) 市内で事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体
  - (3) 市内に通勤し、又は通学する個人
  - (4) 本市に対して納税義務を有するもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

- 第3条 意見公募手続の対象となる計画等 (以下「対象計画等」という。)は、次に掲げるものとする。
  - (1) 市の総合的な政策に関する方針及び計画の策定又は重要な改定
  - (2) 各行政分野における施策の基本方針及び計画の策定又は重要な改定
  - (3) 次に掲げる条例等の制定又は改廃に係る案の策定
    - ア 市の基本的な制度を定める条例又は宣言等
    - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例 (金銭の徴収に関する条例を除く。)
  - (4) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、意 見公募手続の対象としない。
  - (1) 緊急を要するもの
  - (2) 軽微なもの
  - (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの
  - (4) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関が行った報告、答申等に基づき策定又は改定をするもの
  - (5) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他の意見公募手続と同様の手続を行うもの
  - (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定によ る直接請求により議会に付議するもの

(対象計画等の案の公表)

- 第4条 実施機関は、対象計画等を策定し、又は改定しようとするときは、 その意思決定を行う前の適切な時期に対象計画等の案を公表するものと する。
- 2 実施機関は、前項の規定により対象計画等の案を公表するときは、次 に掲げる資料等を併せて公表するものとする。
  - (1) 対象計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
  - (2) その他対象計画等の案に関連する資料 (公表の方法)
- 第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
  - (1) 市政情報コーナー及び実施機関が指定する場所における閲覧
  - (2) 市のホームページへの掲載
- 2 実施機関は、前項の規定によるほか、次に掲げる方法を必要に応じて 活用するよう努めるものとする。
  - (1) 市の広報紙への掲載
  - (2) 報道機関への発表
- 3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、公表しようとする内容が相当量に及ぶ場合は、公表しようとする内容全体の入手方法を明示した上で、内容の一部を省略して公表することができる。

(意見等の提出)

- 第6条 実施機関は、市民等が対象計画等の案についての意見等を提出するために必要とされる期間を勘案し、30日以上の期間を定め、対象計画等の案の公表時に明示するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、30日以上の期間を定めるこ

とができないやむを得ない理由があるときは、30日未満の期間を定めることができる。この場合において、対象計画等の案の公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

- 3 意見等の提出方法は、実施機関への持参、郵便、ファクシミリ、電子 メール等の手段を用いることとし、実施機関が対象計画等の案の公表時 に明示するものとする。
- 4 意見等を提出しようとする市民等は、個人にあっては住所、氏名及び 連絡先、法人その他の団体にあっては事業所の所在地、名称、連絡先及 び代表者の氏名を明記するものとする。

(意見等の取扱い及び意思決定後の対象計画等の公表)

- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、対象計画等の策定又は改定の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、意思決定後の対象計画等、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、鴻巣市情報公開条例(平成13年鴻巣市条例第4号)第7条に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。
- 3 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず、対象計画等の 策定又は改定をしないこととしたときは、次に掲げる事項を速やかに公 表しなければならない。
  - (1) 対象計画等の題名及び趣旨
  - (2) 対象計画等の案の公表日
  - (3) 対象計画等の策定又は改定をしないこととした理由
- 4 第5条第1項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。 (一覧表の作成及び公表)
- 第8条 市長は、この要綱による手続を行っている案件の一覧表を作成し、 市のホームページへの掲載の方法により市民等に公表するものとする。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定又は改定をする対象計画等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある対象計画等については適用しない。ただし、可能な範囲においてこの要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。